

裁判所の時間外労働時間の認定における 判断の傾向・判断基準・射程、立証方法を 明らかにする唯一の書！

時間外労働時間の理論と訴訟実務

判例・労災決定・学説にみる
類型別判断基準と立証方法

[著] 井上繁規(元・東京高等裁判所判事(部総括)、元・労働保険審査会会長)
A5判／528頁 定価:6,930円(本体:6,300円+税10%)

時間外労働時間の 理論と訴訟実務

判例・労災決定・学説にみる
類型別判断基準と立証方法

井上 繁規

～未払賃金請求訴訟や労災保険請求に
携わるすべての実務家へ～

労働時間理論・訴訟実務・労災実務に精通した
筆者が解き明かす時間外労働時間の
類型別判断基準と立証方法の唯一の書

第一法規

本書の特長

- ◆労働時間性が争点となる種々の場面について、実務経験豊富な著者が徹底的に分析
- ◆過去の重要判例の流れ及び主要な学説の分析を行い、時間外労働時間が問題になる場面を類型化し、裁判所の判断の傾向・判断基準、立証方法を解説
- ◆実労働時間をどのように主張立証するか検討する際に、集めるべき証拠や事件の見通しが立てやすくなる



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640

Contents

第1章 第1節 労働時間の意義と具体的適用上の問題点

第1節 労働時間の意義と具体的適用上の問題点

1 純粋指揮命令下説に従った実務の適用

労基法32条1項は、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。」と、法定労働時間を定め、これに違反した場合の処罰規定(労基法119条1号)や法定外労働時間についての罰金規定(労基法37条)による規制を行っている。

このような規制の対象となる「労基法上の労働時間」とは、「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」である。そして、労働時間に該当するかどうかは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まり、労働契約、就業規則、労働協定等の定めのみにより決定されるものではない(純粋指揮命令下説・客観説)。

すなわち、労基法上の労働時間は、使用者の指揮命令下に置かれて、使用者から就業を命じられた業務及びこれと同視し得る業務に従事した時間であり、労基法による規制の対象となっており、それ以上労働させてはならないとされる実体を備えた実労働時間をいうものであり、労働契約、就業規則、労働協定等の当事者の約定によって左右することが許されず、労基法の観点から客観的に判断される概念である。

この純粋指揮命令下説・客観説を採用する根拠は、労働契約に基づく労働が、使用者の指揮命令又は指揮監督下で行われるところに求められる。すなわち、労働契約は、労働者が労働に従事し、使用者がこれに対して報酬を与えることを本質的な要素としており(民法623条)、労基法は、労働契約上の義務の履行としての「労働に服する時間」を規律の対象としているので、労基法が規律し保護を与える対象は、労働者が労働契約によって労働することを義務付けられている範囲内での「労働に服する時間」であるから、「労働に服する時間」を規律する概念としての労働時間を判断する基準は、使用者の指揮命令又は指揮監督下で労働を提供する時間であると解するのが合理的であると考えられることにある。

186

12 GPS記録

12 GPS記録

(1) GPSの記録による労働時間の認定

GPS(全球測位システム:Global Positioning System)による発信者位置情報通知機能(GPS機能)の備わった携帯電話に従業員が出勤時刻や退社時刻を入力して会社へ送信した記録は、必ずしも実際の業務の開始及び終了時刻を表すものではないため、その記録から、直ちに始業時刻や終業時刻を認定し得るものではない。

しかしながら、GPSに記録された始業時刻や終業時刻が、他の従業員の証言等により認められる労働実態と合致し、苛酷な観測がなく、信用性が認められる場合には、GPSの記録によって、使用者の指揮命令下に置かれていて労働をした労働時間と認定することが合理的である。

(2) GPSの記録による労働時間の認定を肯定した裁判例

以下の裁判例は、GPSの記録は、時間外労働時間を示すものとして信用性が認められるとして、基本的にその記録に基づいて時間外労働時間数を認定している。

① 津地判平成20・1・30労働判例1160号72頁(28250413)(住居事件)

本件は、飲食店の経営等を業とする会社でドーナツの製造、販売及び店舗管理等の業務に従事した課長代理の従業員の相続人が、従業員が致死性不整脈で死亡した原因は、会社が労働者の労働時間の適正な把握と管理義務を怠って長時間労働等の過重な業務に従事させたためであると主張し、時間管理に使われていたGPS機能付き携帯電話機の記録に基づき計算した時間外労働時間数を根拠として恒常的長時間労働の事実を立証し、会社に対し不法行為に基づき、及び、代表者に対し会社法429条1項に基づき、損害賠償等を請求した事案である。

裁判所は、以下のとおり示し、会社はGPSによって労働時間の管理をしており、GPSの記録は関係者の証言から認められる労働実態と合致しており、信用性が認められるとして、基本的にGPSの記録に基づいて時間外労働時間数を算定し、長時間労働を放置した安全配慮義務違反の責任を認め、損害賠償等請

465

第1編 時間外労働時間の理論

第1章 はじめに

第2章 労働時間の定義

第1節 最高裁判例による労基法上の労働時間の定義

第2節 学説による労基法上の労働時間の定義

第3節 労働時間の種類

第3章 労働時間の法規制

第1節 法定労働時間と所定労働時間

第2節 休憩時間

第3節 法定時間外労働・法定休日労働

第4章 労働時間の管理

第1節 使用者の労働時間の把握義務

第2節 労働時間の適正な把握の基準(平成29年ガイドライン)

第3節 自己申告制の問題点

第4節 管理監督者(労基法41条)

第5節 事業場外労働のみなし労働時間制(労基法38条の2)

第2編 時間外労働時間の訴訟実務

第1章 労働時間の意義と具体的適用

第1節 労働時間の意義と具体的適用上の問題点

第2節 具体的適用

第2章 実労働時間の立証

第1節 実労働時間の立証責任の原則

第2節 実労働時間の立証方法

第3節 使用者側の抗弁ないし反証

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書(第一法規刊)

書名	価格	部数
時間外労働時間の理論と訴訟実務 ～判例・労災決定・学説にみる類型別判断基準と立証方法～ [076943]	定価 6,930円 (本体 6,300円 + 税 10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
--	--	---

年 月 日

〒

ご住所

事務所名

公用

私用

フリガナ

ご氏名

TEL

E-mail

様

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

FAX.0120-302-640

書店印